

建保発第89号
平成29年6月30日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合
理事長 森 長 義

マイナンバー制度における情報連携について（お知らせ）

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、平成29年6月16日付保保発0616第1号をもって厚生労働省保険局保険課長から当職あてに通知がありましたので、その概要について、次のとおりお知らせします。

1 医療保険者等向け中間サーバー等の運用開始期日

情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供NWS」といいます。）と接続して利用する医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー等」といいます。）の運用開始期日は、現時点では、情報提供NWSの運用開始期日と同じ平成29年7月18日（※）を想定されており、最終的な決定期日については、別途通知されること。

※ マイナンバー関係の情報連携システムが運用を開始され、健康保険組合が情報照会及び特定個人情報の提供（情報連携）を行う事務の開始日が、平成29年7月18日を想定されていること。

2 中間サーバー等による情報連携の対象事務

前記1の決定期日より中間サーバー等を使用して、健康保険組合が情報照会を行う事務は、次のとおりであること。

- ① 被保険者資格取得の確認
- ② 被扶養者の認定
- ③ 被保険者証の検認又は更新等
- ④ 高齢受給者の一部負担割合の軽減の認定
- ⑤ 入院時食事療養費の支給決定
- ⑥ 入院時生活療養費の支給決定
- ⑦ 傷病手当金の支給決定
- ⑧ 埋葬料の支給決定
- ⑨ 出産育児一時金の支給決定
- ⑩ 傷病手当金の併給調整
- ⑪ 家族出産育児一時金の支給決定
- ⑫ 特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】

- ⑬ 限度額適用・標準負担額減額認定証の認定
- ⑭ 高額療養費の支給決定
- ⑮ 高額介護合算療養費の支給決定
- ⑯ 健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
- ⑰ 健康保険給付を受給する者が同一の事由により労働者災害補償保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整
- ⑱ 家族埋葬料の支給決定
- ⑲ 被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整

※ 中間サーバー等を使用して、健康保険組合が保有する特定個人情報の提供を行う事務については、省略させていただきます。

3 健康保険組合における情報連携の開始手順

- (1) 前記1の決定期日以降、3か月間程度は「試行運用期間」とし、この期間においては、事業主や被保険者等（以下「申請者等」といいます。）から従来どおり添付書類（住民票の写しや課税証明書等）の提出を受けた上で、中間サーバー等を使用した情報連携による事務処理を行うことで業務の習熟を図るとともに、当該事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理の結果との間で齟齬がないか確認・検証すること。
- (2) 前記(1)の試行運用期間終了後、中間サーバー等を使用した情報連携の「本格運用」を開始すること。

4 試行運用の終了および本格運用の開始

- (1) 試行運用の終了時期（本格運用の開始時期）については、別途通知されること。
- (2) 本格運用では、中間サーバー等を使用して特定個人情報の提供を受けることにより、申請者等による添付書類の提出を省略することとなるため、健康保険組合は、事務手続の簡素化による負担軽減等を目的としたマイナンバー制度の本来の運用として、その趣旨に則った対応を行うよう努めること。

5 本格運用の開始後

本格運用の開始日及び事務手続のために申請者等が提出すべき書類から情報連携により省略可能となる書類について、当健康保険組合から事業主様に別途お知らせさせていただきますと予定であること。

マイナンバー制度による情報連携の試行運用期間中（平成29年7月18日以降、3か月間程度）は、引き続き従来と同様の添付書類の提出につき、ご協力をお願いします。なお、本年秋頃には本格運用が開始され、一部の添付書類が不要になる予定です。

番号（マイナンバー）制度の情報連携について

参 考 資 料

- 「情報連携」とは
 - ・ 複数の機関の間で個人番号に紐づく個人情報の照会や提供を行うもの。
 - ・ 個人情報 は原則として収集・保管、提供が禁止されているが、番号法で利用範囲として規定された機関（健康保険組合）は、情報提供ネットワークシステムを通じてのみ、情報のやりとりが可能とされている。

- 「医療保険者等向け中間サーバー」の概要

◇設置目的

- ・ 情報連携に際しては、情報提供ネットワークシステムと接続することが必要。
- ・ ただし、各制度の個別システム（健康保険組合における基幹システム）から情報提供ネットワークシステムに直接接続することは、セキュリティ上の観点から問題。
- ・ 個別システムと情報提供ネットワークシステムとの間に、他の機関との情報連携に必要な加入者情報の格納や連携先の宛名の管理等を行う「医療保険者等向け中間サーバー」を設置。
- ・ 情報漏洩防止対策を講じている。

情報連携全体像

